

# 7月21日(日)は

## 参議院議員通常選挙

### の投票日です！

公示日 7月4日(木)

投票日 7月21日(日)

選挙が、明るく正しく行われるよう、有権者の皆様のご協力をお願いします。

#### ■投票できる方

平成5年7月22日までに生まれ、平成25年4月3日までに皆野町に住民登録し、引き続き選挙当日まで皆野町に居住している方です。

※欠格事由に該当する方を除きます。

#### ■投票の方法

郵送された入場券を、指定された投票所へお持ちください。受付の後、投票用紙が交付されます。

埼玉県選出議員選挙では、候補者氏名を記載し投票します。

比例代表選挙では、各政党が

届け出た候補者の名簿から、候補者名を記載して投票しますが、候補者名に代えて政党名を記載することもできます。

#### ■投票所

投票所は、「別表1」のとおりです。

#### ■投票時間

午前7時～午後8時

#### ■期日前投票

投票日に冠婚葬祭や仕事・旅行などで投票所に出かけられない

い方は、投票日前でも投票することができます。ただし、期日前投票に来られた日に満20歳になっていない方は、不在者投票となります。

7月5日(金)～7月20日(土)

午前8時30分～午後8時

#### ■期日前投票所

(役場の2階会議室)

#### ■持参するもの

郵送された入場券  
※入場券が郵送される前に投票される方は、直接投票所へお越

してください。この場合、身分明書(免許証)などをお見せいただく場合があります。

#### ■入院(所)中の不在者投票

不在者投票のできる指定施設に入院(所)中の方は、投票管理者(病院長・施設長など)に投票用紙の請求をすれば、その施設内で不在者投票をすることができます。

町内の不在者投票指定施設は、「別表2」のとおりです。町外の指定病院・施設については、選挙管理委員会へお問い合わせください。

#### ■郵便による不在者投票

身体に重度の障害がある方に對して、郵便による不在者投票制度があります。この制度を利用される方は、選挙管理委員会に申し出て、「郵便投票証明書」の交付申請をしてください(すでに交付を受けている方は必要ありません)。

交付申請のできる方は、「別表3」に該当する方です。

交付には日数がかかりますので、早めに申請してください。

#### ■代理投票・点字投票

体が不自由、字が書けないなどの理由で自分で投票することができない方には、代理投票の制度があります。また目の不自由な方は点字で投票することができます。遠慮なく投票所の係員にお申し出ください。

#### ■開票

開票は即日開票とし、7月21日(日)の午後9時から文化会館会議室A(3階)で行います。

#### ■開票所の一般参観

皆野町の選挙人名簿に登録されている方は、開票を参観できます。参観人の定員は20人です。※午後8時45分から先着順に参観券を交付しますが、その時点で参加希望者が定員を上回った場合は、抽選により参観人を決定します。